

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター(以下「自治総合センター」という。)が交付する助成金を財源とする香芝市コミュニティ助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱(以下「自治総合センター要綱」という。)に規定する事業実施主体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自治総合センター要綱に定める事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 地域防災組織育成助成事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、自治総合センター要綱に定める経費とする。

2 規則第4条の規定による交付決定の日前において補助対象事業に要した経費のうち、市長が必要と認めたものは、補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、自治総合センターが市に対し助成を決定した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の終了後、速やかに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等の写し
- (3) 補助対象事業の完了写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(概算払)

第8条 補助金は、市長が必要と認めるときは、概算払により支払うことができるものとする。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、香芝市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により概算払を受けた者は、規則第8条第2項の通知を受けたときは、速やかに香芝市コミュニティ助成事業補助金概算払精算書(第2号様式)により補助金を精算しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第8条関係)

香芝市コミュニティ助成事業補助金概算払請求書

年 月 日

香芝市長 様

(申請者)

住所

自治会

会長

㊟

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市
コミュニティ助成事業補助金について概算払を受けたいので、香芝市コミュ
ニティ助成事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり請求
します。

概算払請求額 金

円

第2号様式(第8条関係)

香芝市コミュニティ助成事業補助金概算払精算書

年 月 日

香芝市長 様

(申請者)

住所

自治会

会長

㊟

(署名の場合は、押印不要です。)

年 月 日付け 第 号で交付額が確定した香芝市コミュニティ助成事業補助金について、香芝市コミュニティ助成事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり精算します。

概算払を受けた額	円
交付確定額	円
差引過不足額	円